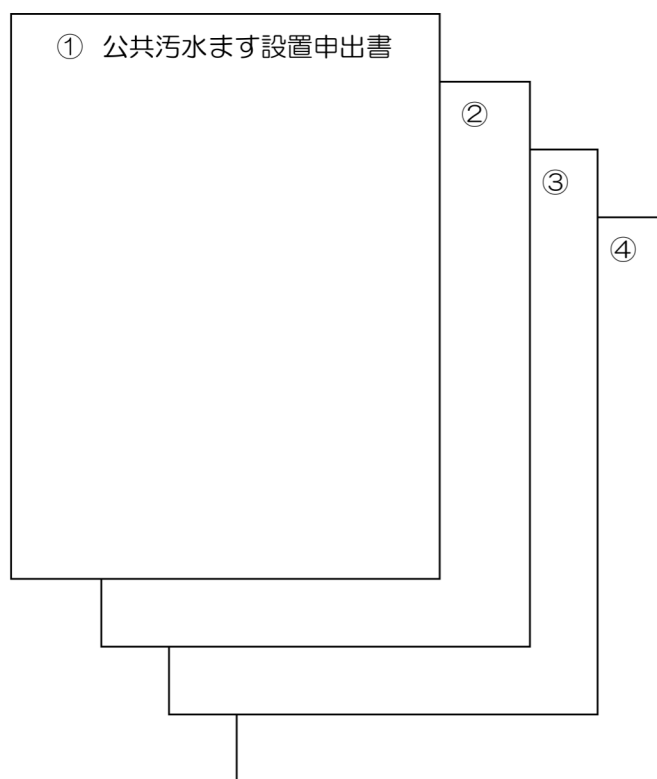


公共汚水ます設置申出書の作成方法

- ①：公共汚水ます設置申出書
- ②：設置位置図（住宅地図等）
- ③：公図写
- ④：念書（分譲等で土地所有者が変わる場合に必要）



PDF形式で、相模原市ホームページからダウンロードすることができます。

[トップページ](#)>>[申請書ダウンロード](#)>>[下水道](#)>>[汚水ますを設置する場合の申請書類](#)

記入例

公共汚水ます設置申出書

①

(様式第1号)

受付番号

〇〇年 〇〇月 〇〇日

相模原市長 あて

家屋住所 相模原市中央区中央2-11-15

氏名 相模太郎

所有者 電話 042-754-1111

申出者

土地住所 相模原市中央区中央5-31-1

氏名 相模市郎

所有者 電話 042-749-2211

(氏名の欄は、所有

住宅地図等の案内図を添付してください。

下水道条例施行規則第2条第2項の規定により、公共汚水ま

設置場所 相模原市 中央区 中央 2 丁目 11 番15号(別添明細図参照)
225-1 番地

設置希望年月日 〇〇年 〇〇月 〇〇日頃
公図の地番を記入して下さい。

ますの高さ 現況地盤 現況地盤より 30 cm 上げる 下げる
土地の面積 160.3 m²

ますの深さ 標準深さ(0.92m) その他 m 取付管施工済

道路種別 舗装道 砂利道 歩道舗装 その他 ()

居住の有無 新築 入居中 その他 ()

設置位置 別図のとおり

排水設備業者
又は連絡先
業者名 TEL
連絡先 担当者
 上記業者(指定工事店 No.)が敷地内の排水設備の新設又は変更(改造)します。
 相模原市指定下水道工事店に敷地内の排水設備の新設又は変更(改造)させます。
 敷地内の排水設備は変更(改造)しません。

建築確認申請番号 排水設備新設等確認申請 済 未

上記の申出に基づき設置してよろしい。

決
裁

わかる場合に記入してください。

排水設備業者が決定している場合は、その名称未定の場合は、連絡先の名称を記入してください。

受益者負担金収納状況(賦課年度: 年 受益者コード)

猶予地該当有り 月 日 ()

猶予地該当無し

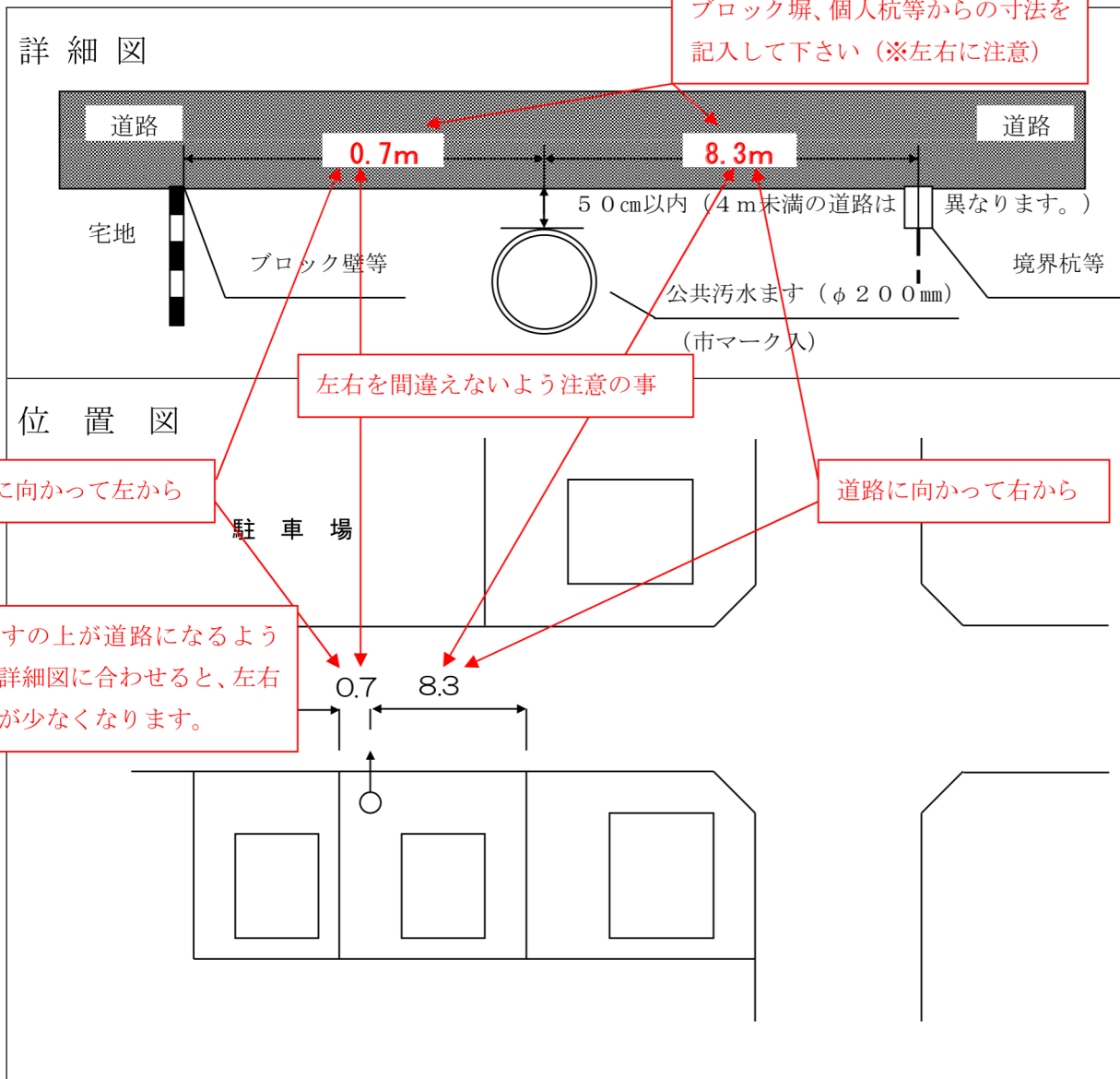
(収納状況等確認済 その他 ())

家屋所有者及び土地所有者が同じ場合もそれぞれ記入して下さい。(氏名の欄は、所有者本人の署名とします。)

必要な項目にチェックを記入して下さい。

設置位置図

②

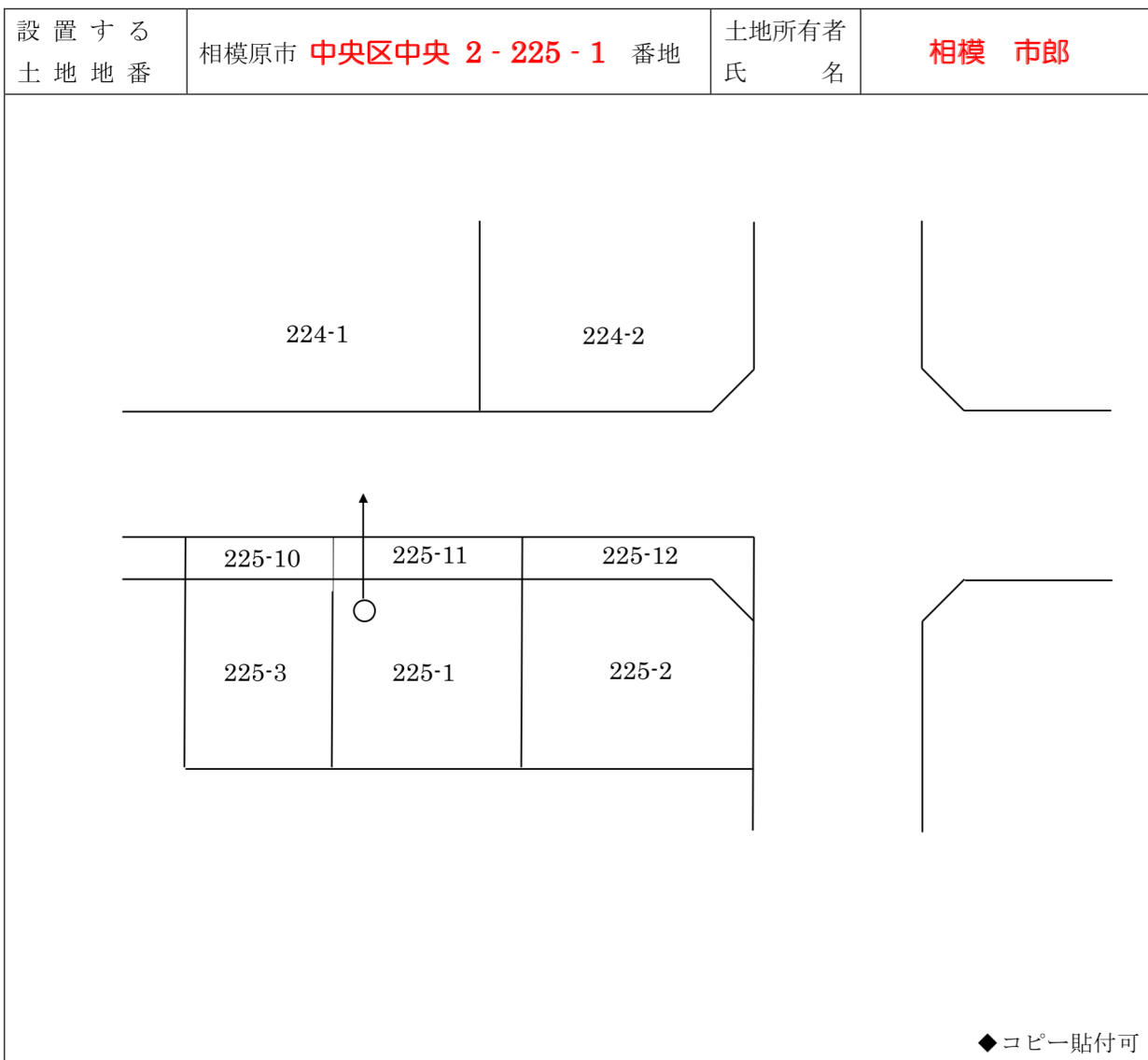


受付番号		備考
明細地図	— —	
下水道台帳	—	
路線名		
L =	H =	路面

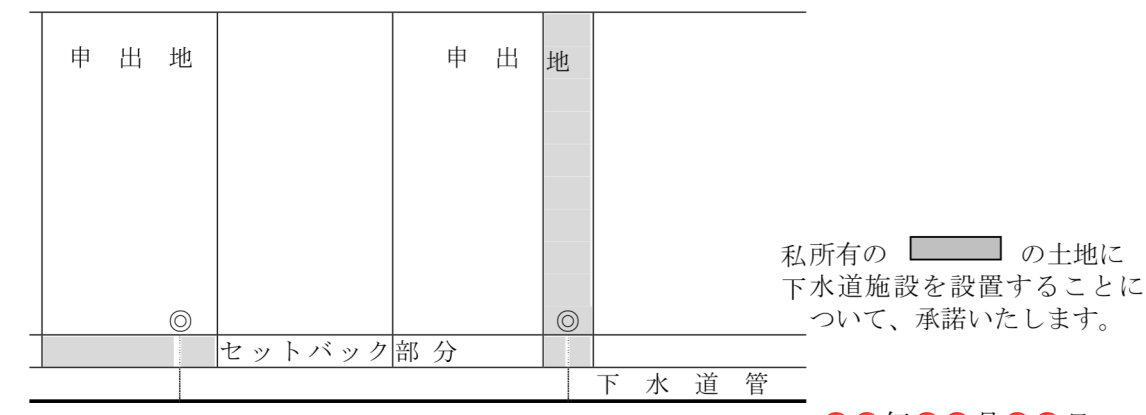
※ 注意事項

- 1 申出されてから設置するまでに日数がかかりますので、お早めに申出をしてください。
- 2 設置場所に支障物件(排水管、水道管、ガス管、植木、コンクリートのたたき等)がある場合は、設置することができませんので、申出者の費用負担で支障物件の撤去・移設等をお願いします。
- 3 設置場所が道路より高い所は設置が困難ですので避けてください。
- 4 公共汚水ますの深さについては、その深さがわかる図面(排水設備の図面など)を添付して下さい。
- 5 公共汚水ますは、一度設置すると市ではつけ替えをいたしませんので、排水経路等をよくお考えのうえ、設置場所をお決めください。

公 図 写



☆汚水ますの設置場所と下水道管の間に第三者の土地がある場合は、第三者の承諾が必要となります。



〇〇年〇〇月〇〇日

土地所有者 住所 **相模原市中央区富士見 6-1-20**
 氏名 **役所 工事**
 電話 **042-769-8270**

(氏名の欄は、所有者本人の署名とする。)

宅地分譲等で複数の公共汚水ますが必要になる場合に添付

作成例

念 書

年 月 日

相模原市長あて

私が所有する土地に、公共汚水ますの設置申出をいたしますが、宅地分譲に伴い建築する建物の所有者は変更になります。

なお、本申出による公共汚水ます設置後、計画変更に伴う公共汚水ますの移設および撤去については自費で行います。

この内容は建物の建築が完了するまで、後の所有者にも引き継ぐものとします。

設置申出情報

土地所在地：相模原市 区 A棟

土地所有者：住所

氏名

(氏名の欄は、所有者本人の署名とする。)

汚水ます設置申出の注意事項

市街化区域、市街化調整区域共に関すること

○ 設置日数

汚水ます設置には申出後3～4ヶ月前後の日数を要します。早めの申出をお願いします。

○ 申出書部数

汚水ます設置申出書は汚水ます1箇所につき1部必要です。

○ 設置個数

汚水ますは原則1宅地に1個で、300㎡毎に1個追加することができます。

(例) 320㎡→2個、615㎡→3個。ただし、土地利用上の必要が生じた場合のみです。

○ 開発物件

開発許可物件(条例含む)は下水道経営課で申出書に協議済印を押してもらい、新旧対象図、土地利用計画図を1部ずつ添付して下さい。ただし、汚水ますが複数の場合は先頭の申出書のみで結構です。また、念書は不要です。

○ 宅地の高さ

道路面より宅地が高い場合、1.4mまではそこに設置可能ですが、それを超えた場合は、階段下等に設置していただくようになります。

○ 排水設備の図面

希望する汚水ますの深さが標準以外の場合、排水設備の図面を添付していただくことがあります。

○ 浄化槽からの切替え

汚水ますの設置にあたり浄化槽の清掃が必要になる際は、早めの汲み取り依頼をお願いします。

市街化区域のみに関すること

○ 宅地分譲

宅地を複数に分割する場合は(土地所有者が変更になることが必要)、分筆前であっても念書を提出して下さい。汚水ますを設置します。

ただし、「汚水ます設置箇所数=分割宅地数-既存ますの数」となります。

市街化調整区域のみに関すること

○ 更地の申出

市街化調整区域の場合、建築物(汚水発生)の無い土地に汚水ますは設置出来ません。申請が更地の場合には建築許可(開発調整課)の写し、または建築確認済証の写しを申し出書に添付して下さい。ただし、開発許可物件の場合は不要です。